



山形県公報

平成26年7月18日(金)
第2563号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……799
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……800
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……801
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……802
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……803
- 同……………(同) ……804
- 同……………(同) ……805
- 同……………(同) ……806
- 一般競争入札の公告……………(教育庁) ……807
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……808

告 示

山形県告示第669号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社きらら	介護付有料老人ホームサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	特定施設入居者生活介護	平成26. 6. 30

山形県告示第670号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社きらら	介護付有料老人ホームサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	介護予防特定施設 入居者生活介護	平成26. 6. 30

山形県告示第671号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社榎の木	ヘルパーステーション榎の木 酒田市山寺字宅地159番地	訪 問 介 護	平成26. 7. 8

山形県告示第672号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社榎の木	ヘルパーステーション榎の木 酒田市山寺字宅地159番地	介護予防訪問介護	平成26. 7. 8

山形県告示第673号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
31406990001	豚	大ヨークシ ヤー種	グラニート トミ チク ヤマガタ 5 0002	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31406990002	豚	ランドレー ス種	オマー ヤマガ タ ヤマガタ 1 0001	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31406990003	豚	バークシャ ー種	オカ15 ピーター ラッド ヤマガタ 1 0008	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

山形県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	横 澤 浩 雄	西置賜郡飯豊町大字黒沢2401番地の2
同	田 中 清 次	同 手ノ子391番地
同	佐 原 守	同 添川861番地
同	菅 野 重 郎	長井市歌丸875番地
同	高 橋 昭 一	東置賜郡川西町大字黒川133番地
同	加 藤 俊 一	同 大塚1392番地
同	金 子 昭 雄	同 西大塚876番地
同	高 橋 文 勝	同 上奥田3427番地4
同	米 野 則 雄	同 中小松2880番地
同	村 山 邦 男	同 玉庭2660番地1
監 事	安 部 宗 右 衛 門	西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の1
同	大 場 忠 博	長井市時庭803番地の7
同	横 山 晶 一	東置賜郡川西町大字小松1457番地

山形県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 松 新 一	西置賜郡飯豊町大字椿438番地
同	高 橋 敏 夫	同 高峰3181番地
同	舩 山 寿 一	同 添川1516番地

同	内谷良一	長井市今泉738番地
同	高橋昭一	東置賜郡川西町大字黒川133番地
同	加藤俊一	同 大塚1392番地
同	金子昭雄	同 西大塚876番地
同	高橋文勝	同 上奥田3427番地4
同	米野則雄	同 中小松2880番地
同	村山邦男	同 玉庭2660番地1
監事	安部宗右衛門	西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の1
同	嶋貫幸一	長井市時庭722番地
同	横山晶一	東置賜郡川西町大字小松1457番地

山形県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営黒井堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月18日

山形県知事 吉村美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

黒井堰地区土地改良事業計画書〔水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）〕の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所
高島町役場

3 縦覧に供する期間

平成26年7月18日から同年8月18日まで

4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第677号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年7月18日

山形県知事 吉村美栄子

1 利用料金

施設		区分		利用料金	
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 250円	
			上記以外の場合	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）及び8月の第4日曜日に児童生徒等以外の者1人及び児童生徒等2人で使用する場合	1人1回当たり 250円
		上記以外の場合	上記以外の場合	1人1回当たり 310円	
			20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 500円	
			上記以外の場合	月曜日（その日が休日である場合を除く。）及び8月の第4日曜日に児童生徒等以外の者1人及び児童生徒等2人で使用する場合	1人1回当たり 500円
			上記以外の場合	1人1回当たり 620円	

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 適用期間

平成26年7月19日から平成31年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成26年11月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオ天童店
天童市芳賀土地区画整理事業地10街区外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号
代表取締役 須藤芳男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号
代表取締役 諸橋友良
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月28日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,269平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 152台
 - (2) 駐輪場の収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の面積 32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前8時
 - ロ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時45分から午後9時15分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成26年6月27日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年11月18日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成26年11月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヤマザワ新庄宮内店
新庄市五日町字宮内245番地2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - イ 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
 - ロ 株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 山澤廣
 - ハ 未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,230平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 151台
 - (2) 駐輪場の収容台数 38台

- (3) 荷さばき施設の面積 128平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 株式会社ヤマザワ 午前9時から翌日の午前0時まで
 - ロ 株式会社ヤマザワ薬品 午前9時から翌日の午前0時まで
 - ハ 未定 午前9時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日
平成26年6月27日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成26年11月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリ新庄宮内店
新庄市五日町字宮内244番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1
代表取締役 捧雄一郎
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月28日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,631平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 208台
 - (2) 駐輪場の収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の面積 120平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 32立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前7時
 - ロ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日

平成26年6月27日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに庄内町役場において平成26年11月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリ余目店

東田川郡庄内町余目字志戸113番地2外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧雄一郎

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧雄一郎

ロ 未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年2月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,004平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 184台
- (2) 駐輪場の収容台数 34台
- (3) 荷さばき施設の面積 209平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 34.01立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 株式会社コメリ 午前7時から午後9時まで

ロ 未定 午前9時から午後9時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成26年6月27日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立学校統合サーバ用装置等賃貸借について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達には1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下、「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成26年8月28日（木）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 賃貸借をする物品の名称及び数量 山形県立学校統合サーバ用装置等賃貸借 一式
- (2) 賃貸借をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 平成27年3月1日から平成32年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち1箇月分に相当する料金金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 共同体の構成員として本県入札に参加していないこと。
- (6) 共同体のすべての構成員が(1)～(4)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本県入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課 電話番号023(630)2869

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年7月31日（木）午後1時まで教育庁高校教育課に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: The lease of computer-related equipments and software of the integrated servers for Yamagata Prefectural School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. August 28, 2014
- (3) Contact point for the notice: High School Education Division, the Yamagata Prefectural Board of Education, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2869

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量
総合情報検索システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号
電話番号 023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成26年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 13,478,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年5月2日